

令和4年5月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023  
東京都新宿区西新宿 4-1-10-205  
社会保険労務士事務所NKサポート  
電話：03-6304-2745  
FAX：03-6304-2744  
e-mail：info@e-606.net

## 新しい働き方への対応で注意したいこと

厚生労働省の「これからの労働時間制度に関する検討会」（2022年3月29日）における、久保智英氏の資料「オフの量と質から考える働く人々の疲労回復」で、次のような点が示されています。

### ◆職場に合わせた制度の検討

新しい働き方が求められる世の中になり、勤務間インターバル制度や勤務時間についての裁量がある働き方などの取組みが求められる一方、極端に不規則な働き方や、職場の風土に合わないのに「11時間のインターバルをとる」などと一律に適用してしまう等の運用の仕方では、疲労回復の効果が大幅に妨げられてしまうという研究結果が示されました。

例えば長距離運転のドライバーなど、負荷の高い働き方のあとには、より長めにインターバルを取れるようにして、職場の安全衛生委員会等でインターバル時間や運用方法を、自社の状況に合うように検討するなど、職場に合わせた制度設計が必要だとしています。

### ◆テレワークやワーケーションでも

コロナ禍により、テレワークやワーケーションが注目されていますが、ITの発展した時代には、物理的にも心理的にも仕事から解放される環境が必要だとしています。最近注目の制度でも、オフのときは完全に仕事から離れた人にとっては望ましくない場合があります。こうしたことは、「つながらない権利」として広がりつつあり、海外では法制化されている国もあります。

### ◆ただ規定するだけでは不十分

近年、例えば、育児・介護休業に関する制度や高齢者の働き方に関する制度でも、ただ制度として一律に規定しただけでは効果が不十分な取組みが多くあります。組織や個人の特性を踏まえた制度設計が必要になってきています。

【厚生労働省 これからの労働時間制度に関する検討会第11回資料「オフの量と質から考える働く人々の疲労回復」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24869.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24869.html)

## 令和4年度労働保険の年度更新実務の注意点

### ◆「年度更新」とは？

会社は、労災保険と雇用保険に加入する義務を負っており、業種や従業員数に応じた保険料を納付することとされています。

保険料の額は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算され、年度ごとに概算で保険料を納付し、年度末に賃金総額が確定した後で精算するという方法がとられています。

この、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが、「年度更新」です。

### ◆令和4年度は年度途中で雇用保険料率が改定

令和4年3月30日に成立した改正雇用保険法により、令和4年度の雇用保険料率は、年度前半（4月～9月）は3/1,000、年度後半（10月～令和5年3月）は5/1,000とされています（失業等給付に係る雇用保険料率（労使折半））。

そのため、概算保険料の計算を2段階で行う必要があり、例年とは手順の一部が異なります。

### ◆改正にあわせて様式の記載欄にも変更あり

まず、令和3年度の確定保険料を算定するための「確定保険料算定基礎賃金集計表」に設けられた概算保険料（雇用保険分）算定内訳の記載欄に、雇用保険率の適用期間ごとに賃金総額の見込額を記入する必要があります。

また、申告書の概算・増加概算保険料算定内訳の「⑬保険料率欄」には、年度途中で雇用保険率の変更を受け、印字がされていないため注意が必要です。

年度更新の手続きは、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければならないと、遅れると追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課されることもあります。不安や疑問点がある場合には、社会保険労務士にご相談ください。

【厚生労働省「労働保険の年度更新とは」】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/kousin.html>

## 5月の税務と労務の手続提出期限

### [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

16日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

31日

- 軽自動車税（種別割）納付 [市区町村]
- 自動車税（種別割）の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]